

令和 6 年度第 2 回守口市国民健康保険運営協議会

日時：令和 7 年 2 月 7 日

開会：午後 2 時 0 0 分

○米田保険課長      それでは、令和 6 年度第 2 回守口市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は、お忙しいところ本協議会にお集まりいただき誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、令和 7 年 1 月 1 日から令和 9 年 1 2 月 3 1 日までの 3 年間、運営協議会委員をお引き受けいただきありがとうございます。

それでは、本協議会の開催に当たり、瀬野市長から御挨拶を申し上げます。

○瀬野市長      皆様、こんにちは。守口市長の瀬野でございます。委員の皆様におかれましては、公私何かとお忙しい中、この国保運営協議会に御出席いただきまして本当にありがとうございます。

また日頃から国保事業はもとより、本市行政各般にわたりまして御理解、御協力をいただいておりますことを感謝申し上げる次第でございます。

さて、今年、国民健康保険の窓口では、被保険者サービスの向上の一環としまして、二十の手続を、来庁していただかなくても手続が完結するというような、オンラインサービスを実施いたしております。大阪府内では最多、全国的にもトップレベルの先進的な取組でございまして、今後ともこの被保険者の利便性の向上を、引き続き努めてまいりたいというふうに思っております。

また保険者としては、被保険者の健康の保持増進、これが一番というふうに考えております。人生 1 0 0 年時代控えまして、健康寿命の延伸に向けて引き続き保健事業の充実にも取り組んでいきたいと思っております。

さらに、医療費の適正化に向けた取組など、保険者機能を強化できるように努めてまいりますので、委員の皆様方の御意見、御力添えをいただきますようお願い申し上げます。

本日は、令和 7 年度保険料率及び国保会計予算に関する報告事項を議題といたしております。委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、皆様方のより一層の御指導、御鞭撻をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○米田保険課長      瀬野市長は、この後、公務が控えておりますので、ここで退席させていただきます。

○瀬野市長      よろしく申し上げます。ありがとうございます。

(瀬野市長 退席)

○米田保険課長      それでは、事務局から本日の配付資料の確認をさせていただきます。

○事務局      それでは、本日の配付物の確認をさせていただきます。

本日の資料ですが、1 つ目は本日の会議次第、2 つ目は守口市国民健康保険運営協議会委

員名簿、3つ目は座席表、4つ目は本日の会議資料です。事前に送付させていただいた6ページのもの。5つ目は、本日追加で配付させていただいた4ページを1つにまとめたものの、合計5種類でございます。追加で配付させていただいた資料は、グラフに不鮮明な部分がありましたので、拡大したものを別紙として配付させていただきました。申し訳ございませんでした。

以上、5点でございます。過不足などはございませんでしょうか。

なお、今回の運営協議会の開催通知において、案件としておりました守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、国の関係政令が2月上旬に発出される予定であり、現在、改正内容が確定していないため、次回の運営協議会で御報告させていただきます。なお、守口市国民健康保険条例の一部改正について、国の関係政令が発出され次第、令和7年2月定例会に議案を提出する予定です。

以上でございます。

○米田保険課長 次に、本日の委員の出欠状況について、事務局から報告いたします。

○事務局 本日は12名の出席でございます。本日、欠席の届出を受けておりますのは、金谷委員及び玉木委員の2名でございます。以上でございます。

○米田保険課長 ただいまの報告のとおり、守口市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定に基づき、会議は成立いたします。

ここで、今回の改選に伴い、新たに御就任いただきました委員の方を御紹介いたします。

他谷委員がお代わりになられまして、山崎委員に御就任いただいております。

また、博多委員がお代わりになられまして、北西委員に御就任いただいております。

また、増田委員がお代わりになられまして、岩佐委員に御就任いただいております。

それでは、新委員から、それぞれ一言ずつ御挨拶をいただきたいと思います。山崎委員、お願いいたします。

○山崎委員 山崎と申します。よろしくお願いいたします。

○米田保険課長 ありがとうございます。続きまして、北西委員、お願いいたします。

○北西委員 現医師会副会長を務めています北西です。よろしくお願いいたします。

○米田保険課長 ありがとうございます。続きまして、岩佐委員、お願いいたします。

○岩佐委員 はい。岩佐と申します。よろしくお願いいたします。

○米田保険課長 ありがとうございます。それでは次に、次第3、会長の選出を行います。

会長につきましては、国民健康保険法施行令第5条第1項で、運営協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する、と定められております。選挙の方法につきましては、指名推選によることとしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○米田保険課長 異議がないようですので、会長の選出については、指名推選にさせていただきます。早速ですが、会長の選出について、どなたか御意見はございませんでしょうか。

お願いいたします。

○寺本委員 運営協議会ではこれまで、通例として議会選出委員の中から、会長になっただけだったので、武田委員にお願いしたいと思います。

○米田保険課長　　ただいま、寺本委員から、会長は武田委員にお願いしたいとの発言がありました。これに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○米田保険課長　　異議なしとのことですので、武田委員が会長に決定いたしました。

それでは、このあとの議事進行は、武田会長にお願いいたします。

○武田会長　　ただいま、会長に選出いただきました武田でございます。

協議会の議事を円滑に進行できますよう皆様方の御協力をいただきながら進めてまいりたいと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。

では、着席させていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、進めさせていただきます。

次第４、「案件」に入らせていただきます。

まず、１つ目の案件「令和７年度保険料率の大阪府算定結果について」、事務局から説明を受けます。

○増田保険課主任　　それでは、案件（１）令和７年度保険料率の大阪府算定結果について、資料１から資料４を用いて御説明申し上げます。

資料１から資料３については、去る１月１０日に、大阪府で開催されました大阪府・市町村国民健康保険主管課長会議で示された資料で、資料４については、本市が独自で作成した資料でございます。

初めに、資料の１ページ、資料１をお開きいただきたいと存じます。

こちらは、一番上の表が新年度、令和７年度の市町村標準保険料率、その下の表が今年度、令和６年度の市町村標準保険料率でございます。

令和７年度の保険料率は、今年度と比べて、全ての区分で減となっております。医療分は、所得割が０．２６％の減、均等割が６１６円の減、平等割が１，２２９円の減、後期分は、所得割が０．１％の減、均等割が１３３円の減、平等割が３３０円の減、介護分は、所得割が０．０８％の減、均等割が６０５円の減となっております。

また、令和７年度の本市の賦課限度額は、表の一番右側に記載されておりますとおり、医療分が６５万円、後期分が２４万円、介護分が１７万円、合計１０６万円となっており、今年度と比較いたしますと、２万円の増となります。

次に、保険料率の主な変動要因につきまして、御説明申し上げます。

こちらは、令和７年度の市町村標準保険料率の算定結果について、大阪府が分析したものでございます。

まず、１人当たり費用の主な増要素として、前期高齢者交付金の減により約２，５１６円、高額医療負担金の減により約１，６３７円、普通調整交付金の減により約９２０円となっております。

一方、１人当たり費用の主な減要素として、保険給付費の減により約４，３９５円、介護納付金の減により約２，４７５円、特別調整交付金の増により約１，０７４円となっております。

続きまして、２ページの資料２にお移りいただきたいと存じます。

こちらは、大阪府内市町村別の１人当たり保険料を比較したものです。

令和６年度から、大阪府の保険料率が完全統一されたため、保険料率は同じですが、市町

村により所得や世帯構成が異なるため、市町村別 1 人当たり保険料に違いが生じることとなります。一番上の行ですが、令和 7 年度の府内平均の 1 人当たり保険料は 1 6 万 2, 1 6 4 円となっており、今年度と比較して 3, 5 2 7 円の減、伸び率は 2. 1 3 % の減となっております。また、表の上から 1 0 番目、守口市の保険料は、1 5 万 6, 3 6 6 円となっており、今年度と比較して 2, 0 0 2 円の減、伸び率は 1. 2 6 % の減となっております。

続きまして、3 ページの資料 3 にお移りいただきたいと存じます。

被保険者数について御説明申し上げます。

1 つ目の丸ですが、7 0 歳以上の被保険者数は、少子高齢化の影響を受け、平成 3 0 年度以降増加しておりましたが、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行が始まりました令和 4 年度以降は減少傾向に転じております。

次に、2 つ目の丸ですが、令和 6 年度の被保険者数については、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行が最終年度となり、また令和 4 年度及び令和 6 年度の社会保険適用拡大の影響もあり、平成 3 0 年度以降最大の減少率となっております。

次に、3 つ目の丸ですが、令和 7 年度は、令和 6 年度に団塊世代の後期高齢者医療制度への移行が完了し、一般被保険者に占める 7 0 歳以上の被保険者の割合は、令和 6 年度並みで推移する見込みであることから、一般被保険者数についても減少傾向の拡大が鈍化する見込みとなっております。

4 ページに参りまして、保険給付費の診療費について御説明申し上げます。

上から 2 つ目の丸ですが、7 0 歳未満は、診療報酬の改定の影響により前年度比約 2. 2 % 減少となり、7 0 歳以上については、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行が最終年度となることから、前年度比約 9. 0 % 減少となっております。

1 人当たり診療費については、令和 2 年度のコロナ禍の診療控えを除き、令和 3 年度以降は増加傾向が続いておりましたが、令和 6 年度は、被保険者数や診療費が減少しているため、対前年度比の伸びは鈍化傾向にあります。

5 ページに参りまして、保険給付費ですが、上段のグラフのとおり、国の推計方法ツールを活用して、過去 2 年間の伸び率により推計したところ、令和 6 年度の 1 人当たり保険給付費は、1 人当たり診療費が鈍化している影響を受け、鈍化傾向にあります。この傾向を基に推計した令和 7 年度本算定値は、中段やや下の表にありますとおり、前年度本算定値より約 1. 7 7 % 増の 3 7 万 6 8 5 円となりました。下段のグラフは、大阪府における平成 2 6 年度から令和 5 年度までの 1 人当たり診療費の伸び率の推移ですが、国が示す全国的な伸び率と比較して同じ傾向を示しており、今回の算定結果については、過大、過少なものではないと考えております。

6 ページに参りまして、後期高齢者支援金及び介護納付金の説明ですが、高齢者と現役世代との負担割合の見直し等により、増加率が鈍化しております。

続きまして、今後の対応方針ですが、国への要望として、大阪府は、国に対して、全国に先駆けて保険料を完全統一する大阪府における被保険者の負担軽減を図るため、完全統一達成団体に対する国の支援の実現に向けて、要望を行った結果、財政支援が実現しております。今後も、国民健康保険制度の構造的問題の解決に向け、被用者保険を含む医療保険制度の一本化に向けた抜本的な制度改革の検討を進めるとともに、財政基盤強化のためのさらなる財政支援について、制度設計に責任を持つ国に対し、引き続き要望していくこととしておりま

す。

また、医療費適正化の推進として、特定健診・特定保健指導の実施率の向上など市町村の取り組みの底上げを促進し、国保財政運営については、1人当たり保険料額上昇の抑制に向けた方策について、広域化調整会議の場などを通じて、引き続き検討していくこととしております。

続きまして、資料の7ページ、資料4にお移りいただきたいと存じます。

こちらは、市が作成した資料であり、令和6年度と令和7年度の保険料額を世帯人数別、所得別にモデルケースを用いて比較したもので、全てのモデルケースにおいて、令和7年度の保険料が低くなりました。

以上、案件(1)の説明とさせていただきます。以上よろしくお願い申し上げます。

○武田会長 説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。

○寺本委員 保険料の算定結果についてですけれども、保険料が安くなるというのはいいことですけれども、説明を聞いていたら、今回は単純に安くなったからといって、喜んでいいものではないと思いました。資料1ページ、中段の主な変動要因の減要因を見れば、保険給付費の減が1人当たり4,395円、介護納付金の減が1人当たり2,475円となっています。資料5ページの保険給付費の推移のグラフを見ても、令和6年度の本算定値と実績見込み値に差があります。実績見込み値を勘案して、令和7年度の保険給付費の算定を行ったわけですけれども、言い換えれば、令和6年度の保険料は、給付費を見誤って、市民から多くの保険料を集めた。その結果、昨年度と見比べれば、今年度は安く見えるということです。見誤って保険料を多く集めるということは、でき得る限りゼロに近づけていくと、そういうことがないようにしていかなければならないというのは、言うまでもありませんけれども、これ算定は、誰が見誤ったのでしょうか。大阪府。守口市。

○増田保険課主任 まず、結論を先に申し上げますと、大阪府の見解としましては、見誤ったというよりは、これまで令和6年度の保険料率の算定の方法としましては、過去2年間の、給付費の伸び率を基に計算するというのが国の示したツールに基づいた方法でございます。その方法を基に算定したところ、令和6年度の保険料率というのは一応2.6%の給付費の増で計算しておりますが、過去の伸び率の推移と比較しましても、例えば令和3年度から申し上げますと、これは令和2年度は、コロナの影響がございましたので、ちょっと異常値といいますか、外れ値ということで申し上げますが、令和3年度で言いますと、前年度比で6.5%の増となっております。続きまして令和4年度も、2.6%の増でございます。令和5年度は3.4%の増となっております。令和6年度の保険料率が2.6%の増を見込んだというのは、決して見誤ったというふうには認識しておりません。ただし、こちらとしましては、大阪府の説明といたしまして、その実績が見込みから大幅に下回った原因ってというのは、分からないというような見解を得ておりますので、説明としては以上になります。ただ、我々としましては、全く傾向については意識はしていないわけではないのですけれども、説明でも申し上げましたとおり、団塊の世代の後期高齢者医療制度に移行というのが、起こっておりますので、今後の伸び率といたしましては、伸び率が鈍化するというような傾向があるのかなとは考えておりますが、その傾向がいち早く表面化したものなのか、一時的なものかは、分からないということでございまして、現時点での見解といたしましては、見

誤ったという考えはございません。以上でございます。

○寺本委員 対前年度の増減率を勘案して、見誤ったという認識はないというのは大阪府が言っているというお話でしたけれども、結果的にその本算定値と、実績値に大きく差があるわけですから、結果的には見誤ったというのが正しいのかなと私は思います。結果的に保険料、本来はこれほど集めなくてもよかったわけですから、令和6年度は。多く保険料を集めたというのに私、違いないと思います。これやっぱり大阪府の言いなりの保険料率にしている弊害でもあると、私は思いますし、やはり守口市独自で、保険料、法の建前上できるわけですから、独自で保険料を決めるべきだと思います。やはり物価高で、市民も被保険者も苦しんでいる中で、保険料が払えなくて困っていると。何とかならないですかと、こういう相談も多く受けるわけです。中にはですけども、この保険料に追い詰められて、よからぬ決断をしたりとか、そういう人も起こり得るわけですから、やはり市民から多く保険料を集めておいて、加えて剰余金の半分は、基金に積みますというのは、これ市民目線では、到底納得できるものではないと思います。守口市が直接これ、算定するわけにはいかないという今のお立場でしょうけれども、これしっかり大阪府には、物申していただきたいというのと、加えてやっぱりぜひとも独自で、保険料を守口市が決めるべきだということを申し述べておきたいと思います。

○米田保険課長 今の寺本委員から、色々御質問、御意見等いただきましたけれども、毎度繰り返しの御答弁をさせていただいておりますけれども、まず、府が結果的に保険料の算定を間違ったのではないか、ということなのですけども、我々の認識としましては、保険そのものが、将来起こり得るリスクに対して、みんなで支え合いの精神で、保険原理によって計算してやっていくという、そういった仕組みでございます。したがって、社会保険、保険である以上、推計と結果が異なることってというのは、当然ながら内在するリスクではないかなと、考えております。

その次に独自保険料につきましては、市長から本会議で、御答弁させていただいたこともあるかとは思いますが、基本的には、関係条例、あるいは関係する予算案、そういったものを議会でも御議決いただきまして、その上でやっております。したがって、市としましては、府の趣旨、府内統一料金、府内全体でどこに住んでも、同じ所得、同じ世帯構成であれば、保険料は同じであると、そういった府、オール大阪でいろいろやっていくと、そういった趣旨に賛同して、事務を進めているという認識でございます。したがって現時点では、独自保険料を定めるということは、考えていないという認識でございます。例えば保険料が高い、という御意見も当然ながらございます。これは、府の中で当然ながら保険料の抑制のための工夫というのをやっております。したがって、資料1ページにございますとおり、点線でちょっと中段よりやや下、下段のほうで点線で囲わせていただいた箇所もあろうかと。ここなのですけども、保険算定における保険料抑制のための工夫ということで、府と、府内市町村が協力しながら保険料をできるだけ抑えていこうという形の取組もやっております。以上でございます。

○武田会長 他に意見、御質問がございませんでしょうか。

○寺本委員 様々な保険料抑制の工夫もされているというお話でしたけれども、ここの1ページ、資料1ページの保険料抑制のために行われている工夫という部分では、正直工夫というか、やって当然なのかなという部分も、ここには含まれていますし、特に、剰余金の活

用であつたりとか、国保の剰余金というのは、もう保険料ですから、それを保険料抑制に使うというのは本来当たり前の話であつて、それもこれ全額使っているわけではないわけですから、もっともっとするべきだと思います。守口でも財調、20億円ほどありますから、それを活用して保険料を引き下げるべきです。議会で議決いただいているというお話もありましたけれども、それは議会がね、そういう判断をしているのは、議会の責任でもありますけれども、市として提案した上で議会が議決しているわけですから、議会が議決しているからオーケーでしょという、論調はね、ちょっとやめていただきたいと思いますが。法の建前上は、やはりできますので、保険料の独自算定、市町村が決められますから、やはりその精神に立ち返って、統一国保、これやめてほしいと、もう一度申し上げておきます。

○武田会長　他に意見、御質問はございませんでしょうか。

ないようでございますので、次に移らせていただきます。

2つ目の案件「令和7年度守口市特別会計国民健康保険事業歳入歳出予算案について」、事務局から説明を受けます。

○西嶋保険課主任　それでは、案件（2）令和7年度守口市特別会計国民健康保険事業歳入歳出予算案について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、8ページのA3の資料5をお開きいただきたいと存じます。

資料の左側に歳入、右側に歳出を記載しており、単位はいずれも百万円で記載しております。

まず、表の一番下、歳入歳出総額でございますが、142億2,300万円で、対前年度比10億200万円の減となっております。

予算の減少の主な要因は、保険給付費の総額が減少していることによるものでございます。高齢化等により1人当たり保険給付費は増加しているものの、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大に伴う被保険者数の減少などにより、保険給付費総額としては減少する見込みでございます。

それでは、資料右側の歳出について、主な費目を中心に御説明申し上げます。

まず、2段目から9段目までの「保険給付費」でございます。

療養給付費や療養費、高額療養費などについて、市が算出した保険給付費の見込額を予算に計上しております。また、その他給付費は、大阪府国民健康保険団体連合会への審査支払い手数料、移送費などに係る費用でございます。

保険給付費の総額は96億8,400万円で、対前年度比6億6,700万円の減となっております。

次に、その下の「事業費納付金」でございますが、大阪府が市町村全体の保険給付費や、後期高齢者支援金、介護納付金に要する費用を推計し、市町村ごとに示す額で、各市町村は、保険料などを財源として、大阪府に対して、納付するものでございます。

次に、下から5段目、「保健事業」でございますが、特定健康診査や特定保健指導、国民健康保険ヘルスアップ事業などが主なものでございます。

最後に、「基金積立金」については、守口市国民健康保険財政調整基金の運用利息を基金に積み立てるもので、700万円を計上しております。

続きまして、資料左側の歳入について、主な費目を中心に御説明申し上げます。

まず、一番上「保険料」でございますが、大阪府から示された市町村標準保険料率により、

保険料を賦課、徴収するものでございます。

次に、その下の「府支出金」でございます。

府負担金・補助金につきましては、地方単独事業に伴う国庫負担金カット分に対するもの、普通交付金は、事業費納付金を財源として、大阪府が市町村ごとに保険給付費や保健事業に要する費用分を交付するもの、特別交付金は、市町村の特別の事情や保険者としての努力に応じて交付されるものでございます。

最後に、「繰入金」につきましては、保険基盤安定分から財政安定化支援までは、法定上のルールとして繰入を行うものでございます。

以上、案件（２）の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○武田会長　説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

○寺本委員　まずは、意見なんですけれども、２０億円ほどある財政調整基金、これはどうするんですかという過去の議論の中で、場合によっては、状況によっては、保健事業などに財政調整基金を使ってしかるべく市民への還元を図っていくと、こういうような内容の答弁がありましたけれども、今回、見ると歳出の保健事業が減って、加えて基金繰入金も減っているという状況で、なかなか答弁もね、場合によっては状況によっては、基金を使って保健事業を拡充していくという答弁だったので、そこからも表れていると思うのですけれども、結局この財調の使い道が、もうないというところだと思うのですね。守口だけで２０億円から財調を使い道がないと。であれば、これはさっきも言いましたけど、繰返しになりますけれども、保険料抑制に充てていくべきであると述べておきます。これは意見です。

質問なんですけれども、歳出の保険給付費の高額療養費についてです。今国政のほうで高額療養費制度の限度額を引き上げる、引き上げないなんて、おかしい議論がなされていますけれども、この守口市の国保に関して言えば、限度額を超えられている方はどれくらいあるのでしょうか。

○西嶋保険課主任　令和５年度の決算ベースで申し上げます。医療機関で限度額で止まるものについては１万１，５３６件で、後日償還払いになるものが１万４６２件になっています。月平均でいきますと、両方合わせまして１，８３２件となっております。

○寺本委員　その１，８３２件イコール人数では、ないとは思いますが、非常に多くの方がこの限度額を超えられているなというイメージです。やはりこれ国政の話ですけど、限度額を引き上げるなんていうことは、絶対死守しなければならないなというふうに感じました。はい。ありがとうございます。

○武田会長　他に、御意見や御質問ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本日の案件は、全て終了いたしました。

最後に次第５のその他はございます。本日の案件を含め、他に御意見や御質問はございませんでしょうか。

特段、御意見がないようでございますので、これで本日の協議会を終わりとさせていただきます。本日の署名委員は、清水委員、安田委員をお願いいたします。

長時間にわたり、貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。皆様の御協力いただきまして、円滑な議事の進行が行えたこと、心から感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。